qualification for participating in tenders laid down by Ministry of Justice (Single qualification for every ministry and agency) for the purpose of procurement in the fiscal year of 2013, 2014 and 2015 and have a record of Manufacturing textile contract concerned of more than equal. ⑤Be able to make satisfactory procurement of materials and ⑥Be able to secure the equipments and personnel here in Japan necessary for the inspection of the procured product and at the same time, to give their cooperation to submit the examination reports prepared by the manufactures themselves and the examination agencies designated by the Ministry as regards the examination items prescribed in the specifications. ⑦Meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order.

⑺ Time-limit for tender: 17:00 28 November 2013

⑻ Contact point for the notice: Yasushi Komura Procurement Section, Finance Division, Minister's Secretariat, Ministry of Justice, 1―1―1 Kasumigaseki, Chiyoda-ku, Tokyo 100―8977 Japan. TEL03―3580―4128

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年10月8日

支出負担行為担当官

国立障害者リハビリテーションセンター

管理部長　小河　芳弘

◎調達機関番号　017　◎所在地番号　11

1　調達内容

⑴　品目分類番号　71、27

⑵　購入等件名及び数量

①　医療情報システムに係る端末等ハードウェア導入、設置、設定、保守一式

②　検体検査システム設計、開発、運用保守一式

⑶　調達件名の特質等　入札説明書及び仕様書による。

⑷　履行期間　平成30年３月31日まで。

⑸　履行場所　国立障害者リハビリテーションセンター

⑹　入札方法　入札金額については、上記⑷に定める履行期間に行う⑵業務件名の履行に要する一切の費用を含めた額を記載すること。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の５パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2　競争参加資格

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であっても、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　平成25・26・27年度厚生労働省競争参加資格（全省庁統一資格）において関東・甲信越地域の「役務の提供等」又は「物品の販売」で「A」、「B」又は「C」等級に格付けされている者であること。

⑷　資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

⑸　経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

⑹　予算決算及び会計令第73条の規定に基づき、支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。

⑺　本公告の物品を第三者をして貸付けようとする者にあっては、当該物品を自ら貸付けできる能力を有するとともに、第三者をして貸付けできる能力を有することを証明した者であること。

⑻　厚生労働省から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

3　入札書等の提出場所等

⑴　入札書等の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

〒359―8555 埼玉県所沢市並木４丁目１番地　国立障害者リハビリテーションセンター管理部会計課調度係　畾　　準　電話04―2995―3100　内線2134

⑵　入札説明書の交付方法　上記３⑴の交付場所にて交付する。

⑶　入札説明会の日時及び場所

平成25年10月30日　①14時00分、②15時00分

国立障害者リハビリテーションセンター本館４階大会議室

⑷　入札書の受領期限　平成25年12月２日11時00分

⑸　開札の日時及び場所

①　平成25年12月９日10時00分　国立障害者リハビリテーションセンター本館４階小会議室①

②　平成25年12月６日10時00分　国立障害者リハビリテーションセンター本館４階小会議室②

4　その他

⑴　契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨。

⑵　入札保証金及び契約保証金　免除。

⑶　入札者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、封印した入札書に本公告に示した物品を納入できることを証明する書類を添付して入札書の受領期限までに提出しなければならない。入札者は、開札日の前日までの間において、支出負担行為担当官から当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。

⑸　契約書作成の要否　要。

⑹　落札者の決定方法　本公告に示した物品を納入できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められたとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち次に有利な者を落札者とすることがある。

⑺　手続きにおける交渉の有無　無

⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary

⑴　Contracting Entity: Yoshihiro Ogawa, Director, Department of Administration, National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities

⑵　Classification of the products to be procured: 71, 27

⑶　Nature and quantity of the products to be required:

①　Hardware introduction, installation, a setup, sets of maintenance, such as a terminal concerning a medical information system. 1 set

②　A clinical analysis system design, development, a set of employment maintenance. 1 set

⑷　Fulfillment Period: March 31, 2018

⑸　Fulfillment place: National Rehabilitation Center for Persons with Disabilities.

⑹　Qualification for participating in the tendering procedures: Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall:

①　not come under Article 70 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting. Furthermore, minors, Person under Conservatorship or Person under Assistance that obtained the consent necessary for concluding a contract may be applicable under cases of special reasons within the said clause,

②　not come under Article 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting,